次世代学園都市構想を支える骨格づくり検討業務

公募型プロポーザル説明書

令和6年6月10日 東広島市

目 次

1	業務概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	プロポーザルの実施方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	プロポーザルへの参加資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4	プロポーザルの選定基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
5	書類提出及び問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
6	プロポーザルの図書の閲覧及び入手方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
7	質問書の提出及び回答・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
8	参加表明書の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
9	技術提案書の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
10	プロポーザルのスケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
11	その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6

次世代学園都市構想を支える骨格づくり検討業務 公募型プロポーザル説明書

次世代学園都市構想を支える骨格づくり検討業務に係る公募型プロポーザル(以下「プロポーザル」という。)に関する詳細は次のとおりである。

なお、プロポーザルの提出は、書面により行うこととする。

1 業務概要

(1) 業務名

次世代学園都市構想を支える骨格づくり検討業務

(2) 業務目的

令和3年度に策定した「東広島市次世代学園都市構想」(以下「構想」という。)は、「広島大学スマートシティ共創コンソーシアム」を推進母体として、産学官の連携等の新たな仕掛けにより、イノベーションが起きる仕組みづくり、グローバルスタンダードな生活環境づくり、学びと実践による人づくりの3つに取り組み、世界から起業家や研究者が集まり、新技術の社会実装、「適散・適集社会」の新たな都市モデルの構築といった期待する将来を目指したものである。

これまで広島大学を中心にエリアデザインの検討を進めてきたが、構想の策定以後に生じた半導体産業の設備投資等の新たな動きを踏まえ、道路網等交通ネットワーク、産業団地、居住エリア等都市としての骨格づくりの検討を行い、構想の追加資料として取りまとめることを目的とする。

(3) 履行場所

東広島市内及び受注者の事業所

(4) 業務内容

別紙「次世代学園都市構想を支える骨格づくり検討業務仕様書(案)」のとおり

(5) 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

(6) 提案上限額

委託料の上限は、5,500千円(消費税及び地方消費税の額を含む。)とする。

2 プロポーザルの実施方針

- (1) プロポーザルは、本説明書により、次世代学園都市構想を支える骨格づくり検討業務を委託する者(以下「委託業者」という。)を選定する。
- (2) 委託業者の選定に当たっては、次世代学園都市構想を支える骨格づくり検討業務委託業者 選定委員会(以下「委員会」という。)において審査を行う。
- (3) 委員会は、選定審査において、次世代学園都市構想を支える骨格づくり検討業務公募型プロポーザル参加表明書作成要領及び次世代学園都市構想を支える骨格づくり検討業務公募型プロポーザル技術提案書作成要領に基づき、参加表明書及び技術提案書(以下「審査書類」という。)を提出した者の中から、本件業務の委託業者としてふさわしい者を特定する。(特定された者を「特定者」という。以下同じ。)

なお、特定者は複数の場合もある。

(4) 委員会は、特定者を複数選定した場合においては特定者に順位を付し、その第一位の者を 本件業務の委託業者として最も優れた者とする。

- (5) 特定者のうち最も優れた者を随意契約の見積書徴取の相手方とし、予定価格の範囲内での見積価格が提出された場合に契約の相手方とする。この場合の見積書徴取の回数に制限はないものとする。
- (6) 見積書徴取の相手方が、契約の締結までにプロポーザルの参加資格に該当しなくなった場合又は随意契約の見積書徴取において辞退した場合は、その者とは契約の締結を行わないこととする。この場合は、特定者の次順位の者を最も優れた者として、随意契約の手続を行うこととする。
- (7) 参加者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとする。ただし、審査の結果、 審査総評価点の6割以上の点数であることを条件として、審査委員の協議により契約の相手 方候補者として選定するかどうかを判断する。
- (8) 選定結果は、審査会後、全ての参加者に対して通知するとともに、本市ホームページで公開する。また、審査に関する問い合わせには回答しない。

3 プロポーザルへの参加資格

プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たしている企業であること。

- (1) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定による入札参加制 限を受けている者
 - イ 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所 からの更生手続開始決定がされていない者
 - ウ 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所 からの再生手続開始決定がされていない者
 - エ 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 若しくはその構成員の統制下にある者 又は暴力団員及びその利益となる活動を行っている者が含まれている者
 - オ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又はプロポーザルの 参加表明書提出締切日前6か月以内に手形小切手の不渡りを出した者
 - カ 手続き開始の公示の日(以下「公示日」という。)から契約締結の日まで、本市の指名 除外措置を受けている者
 - キ 次のいずれかの者に、公示日までに納めるべき市町村税又はその延滞金のいずれかに滞 納がある者
 - (ア) プロポーザルに参加しようとする者(法人又は個人事業主)
 - (4) プロポーザルに参加しようとする法人の代表者(個人)
 - (2) 参加表明書の提出期限の日に東広島市の競争入札参加資格者名簿(【委託役務】R3~R6業者登録名簿)中、「各種行政計画・調査等」に登録をしていること。
 - (3) 広島県内に本店又は支店・営業所等があること。
 - (4) 平成26年4月1日から公示日までに、いずれかの都道府県及び人口10万人以上の自 治体(令和2年の国勢調査における人口)においてまちづくりに関する構想の策定業務を履 行し完了した実績があること。
 - (5) 次のとおり主務担当者を配置できること。
 - ア 主務担当者は、平成26年4月1日から公示日までに、都道府県又は人口10万人以上の自治体(令和2年の国勢調査における人口)においてまちづくりに関する構想の策定業務を履行し完了した実績があること。
 - イ 主務担当者は、公示日時点で参加表明書提出者と直接的かつ恒常的な雇用関係(所属

する会社との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利関係が公示日に 連続して3か月以上存在すること) にあるものとする。

4 プロポーザルの選定基準

表 1 特定基準

評価項目	評価事項		評価基準	酉	点				
(1)事業者の評価(36点満点)									
事業者の	事業者の同種業務実績		まちづくりに関する構想の策定業務実績		9				
評価			数を評価する。		9				
	事業所の地域精通度		業務地域を評価し、東広島市内実績を最		9				
			上位、広島県内実績を上位とする。		9				
主務担当	担当 主務担当者の同種業務実績		まちづくりに関する構想の策定業務実績		9				
者等の評			数を評価する。		<i>J</i>				
価	主務担当者の地域精通度		業務地域を評価し、東広島市内実績を最		9				
			上位、広島県内実績を上位とする。						
(2)提案内容の評価(64 点満点)									
業務の実施方針			事業目的及び内容に関する理解・知識が						
			十分であり、実施方針等が具体的で実現		20				
			性があるかを評価する。						
特定テー	技術提案書及び	特定	特定テーマに対する技術提案の的確性、	15					
マ*に対		テーマ1	有効性、実現性等を考慮して、総合的に	10	30				
する技術	により総合的に	特定	評価する。	15					
提案	評価する。	テーマ2		10					
業務実施体制の評価			業務実施に十分な担当人数や資格・経験						
			を有する人材を確保しているか、各担当		10				
			の役割は的確かつ明確かを評価する。						
見積金額			見積金額について評価する。		4				
合	計				100				

- ※ 特定テーマは次のとおりとする。
 - 特定テーマ1 次世代学園都市の実現に向けて、道路網等交通ネットワーク、産業団地、居住 エリア等都市としての骨格づくりを進めるにあたって検討すべき事項や配慮す べき事項について、具体的に提案すること。
 - 特定テーマ2 検討結果を整理し公表資料として作成するにあたり、都市の将来構想やエリア ごとの将来人口を図示する表現手法など、市民に分かりやすい資料を作成する ための具体的な手法を提案すること。

5 書類提出及び問い合わせ先

〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号

東広島市総務部政策推進監

電話 082-420-0917 / FAX 082-420-0402

E-mail:hgh200917@city.higashihiroshima.lg.jp

6 プロポーザルの図書の閲覧及び入手方法

- (1) プロポーザルの図書
 - ア 次世代学園都市構想を支える骨格づくり検討業務公募型プロポーザル説明書
 - イ 次世代学園都市構想を支える骨格づくり検討業務公募型プロポーザル参加表明書作成要 領
 - ウ 次世代学園都市構想を支える骨格づくり検討業務公募型プロポーザル技術提案書作成要 領
 - エ 次世代学園都市構想を支える骨格づくり検討業務仕様書(案)
 - オ 次世代学園都市構想を支える骨格づくり検討業務公募型プロポーザル提出書類様式集
 - カ 東広島市次世代学園都市構想
 - キ 第五次東広島市総合計画
- (2) 閲覧期間

令和6年6月10日(月)から同年7月2日(火)まで(ただし、東広島市総務部政策推進監における閲覧の場合は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律178号)に規定する休日を除く午前9時から午後5時までとする。)

(3) 閲覧場所

本市ホームページ及び総務部政策推進監(本館5階)

(4) 図書の入手方法

本市ホームページからダウンロードすること。

7 質問書の提出及び回答

(1) 提出期限

令和6年6月14日(金)午後5時まで

(2) 提出場所

「5 書類提出及び問い合わせ先」に同じ。

(3) 提出方法

様式4「質問書」に質問事項を記入の上、総務部政策推進監に電子メールで送信すること。 なお、電子メールで送信した後に政策推進監に電話で受信の有無を確認すること。

(4) 回答方法

令和6年6月18日(火)までに、提出された全ての質問の回答を一括して取りまとめた 回答書を東広島市ホームページに掲示する。

なお、回答書はプロポーザルの図書として取り扱う。

8 参加表明書の提出

(1) 提出期限

令和6年6月24日(月)午後5時まで

(2) 提出場所

「5 書類提出及び問い合わせ先」に同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。

持参の場合は、開庁日の午前9時から午後5時までに総務部政策推進監(本館5階)へ提出すること。また、郵送の場合は、書留郵便に限ることとし、封筒に「参加表明書在中」と 朱書きして期限までに提出すること (期日必着)。

(4) 提出書類及び部数

別添「参加表明書作成要領」によること。

(5) 参加資格の確認

参加表明書等について、「3 プロポーザルへの参加資格」を満たすものか事務局で確認を行い、個別に下記の時間までに電子メール及び電話にて連絡を行う。

ア 参加資格の確認結果連絡

参加表明書等の書類の提出期限から令和6年6月25日(火)午後5時まで

9 技術提案書の提出

(1) 提出期限

令和6年7月2日(火)午後5時まで

(2) 提出場所

「5 書類提出及び問い合わせ先」に同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。

持参の場合は、開庁日の午前9時から午後5時までに総務部政策推進監(本館5階)へ提出すること。また、郵送の場合は、書留郵便に限ることとし、封筒に「技術提案書在中」と 朱書きして期限までに提出すること(期日必着)。

(4) 提出書類及び部数

別添「技術提案書作成要領」によること。

(5) ヒアリングの実施

技術提案書に対するヒアリングを実施する。なお、ヒアリングの日時、場所及び実施要領等については、別途通知する (7月10日 (水)の予定)。

(6) 特定・非特定理由に関する事項

ア 特定審査において特定した者及び特定しなかった者に対して、その旨及びその理由(以下「非特定理由」という。)を電子メール、郵送又はFAXにより通知する。

- イ アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日 (閉庁日を含まない。) 以内に、書面 (書式自由。ただしA4用紙とする。)により東広島市に対して特定又は非 特定理由について説明を求めることができる。
- ウ 特定又は非特定理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日(閉庁日を含まない。)以内に、電子メール、郵送又はFA Xにより回答するものとする。
- エ 特定又は非特定理由の説明受付場所は、「5 書類提出及び問い合わせ先」に同じ。

10 プロポーザルのスケジュール

表2 スケジュール(現時点での想定スケジュールであり、前後する場合がある。)

内 容	日 程	備考
手続開始の公示	令和6年6月10日	
対田事体の開影相目	令和6年6月10日から	東広島市ホームページ及び東広島市総務
説明書等の閲覧期間	令和6年7月2日まで	部政策推進監

質問書の提出期間	令和6年6月10日から 令和6年6月14日まで	提出方法:電子メール (詳細は7-(3)に よる)
質問の回答	令和6年6月18日まで	東広島市ホームページ
参加表明書の提出期間	令和6年6月19日から 令和6年6月24日まで	提出方法:持参又は郵送(詳細は8-(3) による)
参加資格確認結果連絡	令和6年6月25日まで	電子メール及び電話
技術提案書の提出期間	令和6年6月26日から 令和6年7月2日まで	提出方法:持参又は郵送(詳細は9-(3) による)
ヒアリング・特定審査	令和6年7月10日頃(※予定)	非公開 ヒアリングの日時、場所等については、 別途通知する
特定·非特定通知	令和6年7月16日頃(※予 定)	通知方法:電子メール、郵送又はFAX
契約締結	令和6年7月下旬	

11 その他

(1) 費用の負担

審査書類の作成並びにヒアリングなど本件プロポーザルに関する費用は、提出者の負担と する。

- (2) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) プロポーザルに係る失格要件

プロポーザルにおいて次のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。

- ア 審査書類が、提出方法、提出先及び提出期間に適合しない場合
- イ 審査書類が、各作成要領に定められた様式及び記載上の留意事項に適合しない場合
- ウ 審査書類に、記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- エ 審査書類に、記載すべき事項以外の内容が記載されている場合
- オ 審査書類に、許容された表現方法以外の表現方法が用いられている場合
- カ 審査書類に、虚偽の内容が記載されている場合
- キ 委員会又は事務局関係者に直接、間接を問わずプロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合(プロポーザル説明書に定める手続きは除く。)
- ク 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- ケ 本市の審査の結果、参加資格がないと認められる場合
- コ その他、プロポーザル説明書に違反すると認められた場合
- (4) 業務委託契約に関する事項

契約は、東広島市契約規則(平成20年東広島市規則第14号)に基づき行う。

ア 契約の方法

随意契約とする。

イ 業務委託契約約款

本市の定める「業務委託契約約款」を使用する。

(5) その他

ア 参加表明者は、審査書類の提出をもって本説明書の記載内容を同意したものとみなす。

- イ 提出された審査書類は、技術提案書の提出者の選定及び技術提案書の特定以外に提出者 に無断で使用しない。ただし、プロポーザルに関する記録として使用できるものとする。
- ウ 審査書類に虚偽の記載をした場合には、指名除外措置を行うことがある。
- エ 提出された書類は、選定審査に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- オ 審査書類の提出後において、記載された内容の変更は認めない。なお、原則、参加表明 書に記載した管理技術者は、ヒアリングにおいて、提案内容の説明をすること。また、管 理技術者は、原則として変更することができない。

ただし、傷病、死亡、退職等の極めて特別な理由がある場合には管理技術者の変更を行うことができることとするが、新しい管理技術者は、前任者と同等以上の技術者であることを要するものとし、本市の承諾を経て行うものとする。

- カ 提出された審査書類は返却しない。
- キ 提出された書類は、公正性、透明性、客観性を期するため公表することがある。
- ク プロポーザルの作成のために本市より受領した資料は、本市の承諾なく公表、使用して はならない。
- ケ 技術提案書の提出は、1者につき1提案に限る。
- コ 審査書類を提出した者は、プロポーザルの参加を辞退することができる。辞退する場合は、別紙様式 5 「辞退届」を提出するものとし、プロポーザルを辞退した者は、これを理由として以後の他の業務の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

ただし、参加資格確認を受けながら辞退届を提出せずに技術提案書を提出しない、あるいは、技術提案書を提出したにもかかわらずヒアリングに出席しない等の行為を行った者については、指名除外措置の対象となる場合がある。